

鹿児島県市町村別申請書提出先

区 域	申請書提出先	電話番号
日置市、いちき串木野市、鹿児島郡	鹿児島地域振興局建設部土木建築課	099-805-7336
枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市	南薩地域振興局建設部土木建築課	0993-52-1395
阿久根市、出水市、薩摩川内市、薩摩郡、出水郡	北薩地域振興局建設部土木建築課	0996-25-5292
霧島市、姶良市、湧水町	姶良・伊佐地域振興局建設部土木建築課	0995-63-8371
伊佐市	姶良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在機関	0995-23-5155
鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、曾於郡、肝属郡	大隅地域振興局建設部土木建築課	0994-52-2188
西之表市、熊毛郡（屋久島町を除く）	熊毛支庁建設部建設課	0997-22-1867
屋久島町	熊毛支庁屋久島事務所建設課	0997-46-2213
奄美市及び大島郡（徳之島町、天城町及び伊仙町を除く）	大島支庁建設部建設課	0997-57-7344
徳之島町、天城町及び伊仙町	大島支庁徳之島事務所建設課	0997-82-1251

注 薩摩川内市、霧島市及び鹿屋市の区域内にあっては、建築基準法施行令第 148 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を除く。

【参考】

県以外の特定行政庁及び限定特定行政庁

所管行政庁	建築物区分	申請書提出先	電話番号
鹿児島市	全て	鹿児島市建築指導課	099-224-1111
鹿屋市	建築基準法施行令第 148 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に限る。	鹿屋市建築住宅課	0994-43-2111
薩摩川内市	〃	薩摩川内市建築住宅課	0996-23-5111
霧島市	〃	霧島市建築指導課	0995-45-5111

※ 令第148条第1項第1号及び第 2 号＝建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物のうち木造の建築物（地階を除く階数が 2 以下であるもの、延べ面積が 300㎡以下であるもの及び高さが16m以下であるもの）及び法第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる建築物を指す。